

区児童相談所設置に係る方針変更について

区ではこれまで、児童相談所の設置を目指して準備を進めていく中で、現状を踏まえつつ、区民にとって最適な児童相談体制について検討してきた。また、都区二層体制における課題を解消し、虐待への対応をより迅速化するため、令和5年7月に都児童相談センター（以下、「都児相」という）内に区の子ども総合センター分室（以下、「分室」という）を設置した。

分室設置により都区が一体となり、それぞれの機能を最大限に活かせる効果的なしくみを構築できており、現時点においては、都区連携による児童相談体制を継続することが、それぞれが保有する人材や施設等の社会資源を有効に活用する観点から、新宿区の子どもや子育て家庭と区外児童にとって最適である。そのため、これまでの方針を変更し、現時点においては、区児童相談所の設置はしないこととする。

記

1 区が児童相談所設置を目指した理由

児童相談所と子ども家庭支援センターは、連携して虐待対応をはじめとした児童相談行政を担っているが、虐待リスクの評価に差異が生じることや、迅速かつ状況変化に合わせたきめ細かな対応が困難な場合がある。また、都区のいずれかが案件を引き受けた際に、十分な情報共有がなされないため、適切な支援が行われないケースがあるなど、都区の二層体制による問題が発生していた。

2 方針変更の理由

(1) 都区連携による児童相談体制（分室の設置）

分室の職員は都児相に通告が入った際に行う緊急受理会議に参加し、リスクの共有、対応方針の決定に関与している。また、都区双方の援助方針会議に出席することにより、児童相談所の対応プロセス、判断のポイントを理解し、区内の児童相談の全体状況を把握することで、一時保護や施設入所からの家庭復帰ケースへの計画的対応も可能となった。

さらに、令和7年度からは、区の管理職を分室に配置し、子どもや家庭の状況の変化に応じて、都区どちらが主導して支援を進めるのかを適宜協議して変更するなどの調整を行うことで、より迅速かつ適切に対応することができている。

分室の設置により、都区それぞれの機能を最大限に活かせる、重層的かつ効果的な児童相談のしくみを構築できたことで、二層体制により生じる課題を解消することができた。

(2) 児童相談における新宿区の地域特性への対応

児童相談業務は現在地主義であるため、対象児童の住民票の有無にかかわらず、発生地の子童相談所での対応が求められる。区外児童については新宿区管内で都児相が警察経由で一時保護した場合、保護者のいる居住地域の児童相談所まで移送し、支援を引き継ぐという業務が生じており、近年、対応件数は急増している。

また、区に住民票のない特定妊婦が子どもを育てる環境を整えられない場合には、出生後すぐに一時保護され、その後、乳児院や児童養護施設、養育家庭（里親）等を経て自立するまでの長期にわたっての支援が必要となる。

23区の中でこうした状況が多く発生している当区では、区単独で児童相談所を設置し地域特性に応じた人員配置、施設整備を進めるのではなく、都の専門的人材と広域的な施設等の活用により対応することが、子どもへの迅速かつ適切な支援のためには最適である。

3 今後の児童相談体制について

都児相内で試行的に行っている、都区連携による虐待通告等への対応業務の位置づけを明確化し、双方が持つ専門性により、一体となって児童虐待などの問題に対応していく。広域的な対応や社会的養護が必要なケースについては、子どもとその家族への支援の効果の観点から、これまで通り都のもつスケールメリットを活かした対応とする。